

★ 道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則
 (規則第六十七号) (道路企画課)

一 改正の理由
 道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の改正に伴い、必要な事項を追加した。

二 改正の内容

1 案内標識の標識板(標識の標示板をいう。以下同じ。)の一部、警戒標識の標識板及び補助標識の標識板の寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(以下「標識令」という。)に規定する寸法を基準とした。

2 1以外の案内標識の標識板の寸法は、次の表の上欄に掲げる設計速度に応じ、同表の下欄に定める値(ローマ字にあつては、その二分の一の値)を基準として定める文字の大きさを当該標識板に適切に配字することができる寸法とした。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
七〇以上	三〇
四〇、五〇又は六〇	二〇
三〇以下	一〇

3 自動車専用道路に設置する案内標識で地名を表示するものの一部の標識板については、安全かつ円滑な交通と景観の保全を図るため必要があるときは、地名を表示する文字の字数の多少により当該標識板の横寸法を拡大し、又は縮小することができるものとした。

4 2の案内標識の標識板に表示する文字については、地名を表示する標識板の場合であつて、表示する地名が四文字以上となるとき、又は表示する地名の数が通常の表示する地名の数に比べ相当程度多いときは、当該文字の横寸法又は縦寸法を〇・八倍まで縮小することができるものとした。ただし、一の標識板において当該文字の横寸法と縦寸法を同時に縮小すること及び異なる比率で縮小した文字を混在させることはできないものとした。

三 施行期日

平成二十四年八月一日